

守口市門真市消防組合 女性活躍推進行動計画

(平成28年度～平成32年度)

～女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画～



平成28年4月

守口市門真市消防組合

守口市門真市消防組合女性職員活躍推進行動計画

平成28年4月1日
守口市門真市消防組合
管 理 者
消 防 長

守口市門真市消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、守口市門真市消防組合管理者及び消防長が策定する特定事業主行動計画である。

I 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

II 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課人事教養係を中心に、全職員で本計画の策定・変更・本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等についての協議を行うこととする。

III 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、総務課人事教養係において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、総務課人事教養係においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1 平成32年度までに、女性の採用試験の受験者総数に占める割合を、平成26年度実績（1%）より9%引き上げ、10%以上にする。

- 2 平成 32 年度までに、女性専用の施設（更衣室・仮眠室・トイレ・浴室）の設置状況を平成 26 年度実績（2 署所）から倍の 4 署所にする。
- 3 平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、少なくとも 2～4 %台まで引き上げる。

IV 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

III で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、総務課人事教養係においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1 平成 28 年度より女子校などにも採用試験要綱及び採用試験案内ポスターの配布を行う。
- 2 庁舎の統廃合や建替えの際に女性専用施設の整備も設計に盛り込む。
- 3 女性職員にも積極的に昇任試験を受験するよう促す。

V その他の取組

女性の職業生活と家庭生活との両立を可能とするため、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標は、総務課人事教養係においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1 時間外勤務の縮減に関して職員に対し啓発を行う。
- 2 管理職員は、日頃から所属全体の業務の進捗状況や部下職員の時間外勤務の状況を把握し、業務ピーク時の助合いの励行や、必要に応じて事務分担や事務の進め方の見直しを行う等、所属全体の時間外勤務の適正な管理と収縮を行う。
- 3 平成 24 年 7 月 2 日付け守門総第 177 号で通知した「ノー残業デーの実施について（通知）」を再度、各職員に周知徹底し、ワークライフバランスの推進を図る。
- 4 平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 100%にする。
- 5 男性職員の育児参加のための年次休暇の取得を、配置等を鑑みながら業務に支障の生じない範囲で可能な限り促す。